介護施設・サービス事業所 管理者 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について(依頼)

日頃から大阪府の高齢者福祉施策の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護職員処遇改善支援補助金については、「令和4年度(令和3年度からの繰越分)介護職員処遇改善支援事業(介護職員処遇改善支援補助金)(令和3年度補正予算分)に係る協議資料の提出について(依頼)」(令和4年1月21日付老老発0121第2号厚生労働省老健局老人保健課長通知)において実施要綱案が示されました。

本補助金は、原則令和 4 年 2 月分から実際に賃金改善を行っていただくことが交付の要件となっており、同要綱案において、本補助金の交付を受けようとする介護サービス事業者等は、都道府県知事に対し、賃金改善開始の報告を行うこととされています。

つきましては、下記の通りご案内いたしますので、報告書の提出の方、よろしくお願いします。

なお、本補助金は、大阪府議会において、令和4年度当初予算が議決された場合に、交付することとなります。

記

○提出期限:原則として令和4年2月28日(月)まで ただし、令和4年3月分とまとめて同年2月分の賃金改善分の支給を行う場合は、同年3月 末日までに報告してください。

○提出方法:インターネットから提出してください。

- ①次の URL のページ(大阪府インターネット申請・申込サービス)にアクセスしてください。
- ②必要事項を入力⇒「次へ」ボタンを押下⇒利用規約に「同意する」⇒送信ボタン押下
- の手順によりご提出いただくことができます。

<u>https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2022020002</u> (裏面の QR コードでもアクセスできます。)

※インターネットで提出が困難な場合は、メールにてご相談ください。

大阪府介護職員処遇改善支援補助金 担当

メールアドレス: korei-kaizensienhojo@gbox.pref.osaka.lg.jp

必ず裏面の留意事項をご確認ください。

○留意事項

- ・入力については、法人で府内に所在する事業所をまとめて報告ください。
- ・大阪府以外に事業所がある法人は、事業所所在の都道府県への報告となりますので、報告方法等は各所在都道府県へお問い合わせください。
- ・インターネットによる提出の場合、1度に入力できる事業所数は 20 事業所までです。 府内に 21 事業所以上ある場合は、20 事業所分を入力・送信後、再度アクセスしていただき 21 事業所 目以降を入力・送信してください。(法人情報等の基本情報は再度入力が必要です)
- ・報告方法についての問い合わせは、メールにて、介護事業 大阪府処遇改善支援補助金担当まで(korei-kaizensienhojo@gbox.pref.osaka.lg.jp)お願いします。
- ・制度概要は大阪府ホームページをご覧ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/syoguusienhojyokin/

報告書入力ページの QR コード

(大阪府インターネット申請・申込サービス)



【担当】

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課 大阪府処遇改善支援補助金担当

電話:06-6941-0351 (内線 4489、4490)